

E分科会 テーマ① 計算書類の注記について

運営委員： 公 江 茂
白 鳥 仁

学校法人会計基準は、昭和46年制定以来、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着してきました。一方で制定以来40年が経過し、私学を取り巻く経営環境の変化等に伴い、学校法人の諸活動の多様化が進むなかで、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明する仕組みが求められています。

このような趣旨から、収支状況について経常的な収支と臨時的な収支が区分できるようにすること、新たに活動区分ごとに資金の流れが分かる活動区分資金収支計算書を作成することなどの改正が行われました。

分科会（テーマ①計算書類の注記について）では、これらの状況を踏まえ、これまでに発出された「文部科学省」通知、「日本公認会計士協会」研究報告・実務指針の公表などを取り上げ、基準改正に合わせて加除修正された計算書類の末尾に記載する『注記事項記載例』を参照し、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」の改正内容を参加者の皆さんと確認しながら分科会を進めました。

実務的には、8号通知等「E分科会研修資料集」をテキストとして、「平成17年度計算書類における注記事項の集計結果（月報私学2006年12月号）」、「計算書類の末尾に記載する注記事項について（経営実務Q&A月報私学12月号）」、「対象給与引当金の計上方針の統一について（参事官通知）」等を副資料に加え、委員校の事例を取り上げながら解説しました。参加の会員校においては「記載を要する注記事項の判断基準・金額的重要性」や「関連当事者の把握」などについて、学校法人の規模等の違いもあり、その対応が異なることが伺えました。

今回は、基準改正に合わせて「注記事項の追加等」が示され、その適用が平成27年度の計算書類から開始されることから、新たに追加される『活動区分ごとの調整勘定』、『第4号基本金相当資金の有無』、『有価証券の種類別時価情報』、『学校法人間取引』について説明する時間を取りました。

昨年に引き続き、テキストを中心とした解説に終始せず、参加者からの質問時間や事例発表の時間も取り、会員校の様子を伺いながら相互に情報交換することにより、経験年数や担当業務の違いはあっても、今後の経理事務にお役立ていただき、会計処理の一助になればと思います。